

むつ市議会第198回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成20年12月16日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 3番 新谷 泰造 議員

(2) 4番 目時 睦男 議員

(3) 5番 工藤 孝夫 議員

【議案質疑、委員会付託】

第2 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、新谷泰造議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

新谷泰造議員

○議長（村中徹也） まず、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造でございます。むつ市議会第198回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

去る11月4日、アメリカ大統領選挙で勝利した民主党のオバマ次期大統領は演説しました。「普通の町村が苦しんでいるのに、ウォール街だけ栄えることがあってはならないのです。一つの国、

一つの国民としてともに苦しみ、ともに栄えるのです」と。私は、思うのです。むつ市も赤ん坊にも、お年寄りにも、障害をお持ちの方にも、優しく思いやりのある公平な市政でなりません。一つの市、一つの市民としてともに苦しみ、ともに栄えなければならないのであります。

昨今の新聞報道によれば、世界及び日本の景気は、アメリカのサブプライムローンを原因とする100年に1度の最悪の金融危機に直面し、世界同時不況になるおそれがあるとされております。さらに先日トヨタショック事件が起きました。世界のトヨタ自動車が本年度下半期1,000億円以上の赤字になるとのことです。さすれば、我が国の税収は減り、その結果むつ市の地方交付税も減少するのであります。

さて、むつ市の現状を見れば、むつ市には平成18年度末時点で合計約742億円の債務があります。むつ市の財政課からいただいた全国都市の財政状況を示す資料によると、全国782都市中むつ市は780位、すなわちワースト3位であります。ちなみに、ワースト1位は、かの夕張市であります。夕張市は、すぐ目前なのです。さらに、平成18年度決算でのむつ市の累積赤字21億円と下北医療センターむつ総合病院に対する負担部分の債務不履行の債務33億円と合計すると、むつ市の実質的な累積赤字は54億円になります。実質的な累積赤字を54億円とすると、実質赤字比率は32.54%となり、夕張市と同様財政再建団体に該当するのであります。むつ市は、大阪府と同様、既に実質上財政再建団体であります。大阪府の橋下知事のほうは、ただちに箱物行政をやめ、必死で財政再建を行っているところであります。市民生活が第1、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問させていただきます。

まず、市政の政治責任について。第1に、財政

再建の政治責任について。第1点として、むつ市の財政見通しについて市長は、財政健全化のめどがついたとしております。しかし、企画部長は私と同様、地方交付税の減少、電源立地地域対策交付金の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野沢地区における廃棄物処理費用等を理由に今後のむつ市の財政見通しは厳しいものとしております。明らかに市長と企画部長の今後のむつ市の財政見通しは食い違っております。

(「いいのか」の声あり)

○3番(新谷泰造) 市長と企画部長のいずれが真実なのか、お答え願います。

斉藤孝昭議員、静粛にお願いいたします。

そして、むつ市の財政見通しが厳しいにもかかわらず、市長は渡ってはならないルビコンの川の橋を渡ってしまったのであります。すなわち、本年度たまたま前倒しで電源立地地域対策交付金6億800万円が増額されたことを理由に財政再建の道筋がついたとして背水の陣で庁舎移転を決定しました。しかしながら、むつ市の財政は依存財源が歳入の7割を占める弱い財政力で、綱渡りでの財政運営を強いられることには変わりはないのであります。

そこで、来年度地方交付税が減少し、電源立地地域対策交付金の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野沢廃棄物処理費用等によりむつ市が早期健全化団体、財政再生団体に陥った場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。

第2点として、さきの9月定例会で市長は、下北医療センターむつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務不履行33億円の負担金の支払い計画について、平成12年度から平成34年度までの23年間で34億4,285万2,000円を限度額とする債務負担行為をした、平成19年度までに支出見込額は7,796万4,000円となっている、残額の33億6,488万8,000円

を平成20年度から平成34年度までの15年間で支出の予定であると答弁しております。しかし、過去の8年間で7,796万4,000円より返済できなかったものを、どうすれば今後の15年間で33億6,488万8,000円を返済できるのか。平成12年度から平成19年度までどのように返済したのか。平成20年度では幾ら返済するのか。今後どのような支払い計画なのか。返済できなかった場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。

第3点として、合併特例債について。杉山前市長は、国は随分いろいろな交付税を導入しますという約束をして、その約束を破っているケースがもう10本の指で足りないくらいありますから、合併特例債もその例に漏れないのではないかと思う気がします。したがって、地方交付税並びに起債というものを過大に信頼するということは厳に慎みながら対応しなければならないとっております。この点について市長のご所見をお伺いいたします。

第2に、庁舎移転の政治責任について。第1点として、先日議案第86号が議決され、庁舎移転が決定されました。理事者は質疑で庁舎部分の総事業費は28億7,000万円が限度であると断言しております。ならば、総事業費が限度額を超えた場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。総事業費について、杉山前市長は総額25億円と言ひ、宮下市長は総額27億5,000万円と言ひしておりました。1年ちょっとの期間で2億5,000万円も増加しました。さらにここ数カ月間に約4億円も増加しております。すなわち、総事業費は31億4,838万5,000円までに増加しております。私は、旧アークスプラザの改修工事を始めると、アリ地獄のごとく総事業費はふえるのではないかと、設備投資が負担となって倒産した旧アークスプラザと同じ道をむつ市もたどる

のではないかと懸念しております。

第2点として、庁舎移転後のランニングコスト、いわゆる維持管理費が限度を超えた場合について。先日の議案第86号に対する質疑で理事者は、資材の高騰がなければ総額4,590万円を維持管理費の限度額と考えてよいと答弁しております。ところで、財政再建団体である夕張市の夕張医療センターでは、維持費の管理費は当初の見積もりが年間500万円であったものが、実際は10倍の5,000万円を超え、存続の危機に直面しております。旧アークスプラザ維持管理費についても一部の建築家は1億円以上もかかると確信を持って断言しております。そこで、維持管理費が限度額を超えた場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。

第3点として、旧アークスプラザの耐震性について。さきの9月定例会において理事者は、現庁舎より旧アークスプラザの地盤のほうがかたく締まった地盤であると答弁しておりますが、どのような調査方法によったものか。また、調査の資料を示していただきたい。

第4点として、旧アークスプラザの駐車場の耐用年数について、さきの議案第86号に対する質疑で理事者は、駐車場の耐用年数はわからない、10年以上は補修の必要がないと答弁しております。そこで、10年以内に駐車場の補修が必要になった場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。

第3に、市長の政治姿勢の責任について。第1点として、さきの9月定例会において理事者から「地方自治法第222条に定められております予算先議の件ということで、事務所位置変更条例の制定時期ということでございます。いわゆる条例の制定時期、これにつきましては、事務所の建築着工前ということで、着工ということは、土地の購入ということと、それから建設ということと、こ

れは違うわけございまして、今の着手ということとはあくまでも新事務所のいわゆる役所の着工、整備ということでございますので、土地の購入あるいは建物の購入とは別ということになります」という意味不明な答弁があり、私は意味不明な答弁の説明を求めたところ、市長は質問の趣旨がわからないということでありました。私が質問しているのは、理事者の意味不明なこの答弁の文言に従って忠実に説明していただきたいという単純明快なことでありまして。私は、理論的に意味不明で説明できないと思っておりますが、果たして説明できるのか。説明できなかった場合、市長はいかなる政治責任をとるのかお答え願います。

第2点として、さきの9月定例会で庁舎移転の改修費の6億2,000万円の補正予算を提出したときに、継続費の一部であり、この補正予算を議決することは実質上改修費18億7,000万円の全額を承認したことになると説明しなかった理由は何かお答え願います。

第3点として、さきの定例会で市職員の退職者について、むつ市及びむつ市関連施設に再就職した方は何名いるのか。再就職の理由、方法、場所、報酬を具体的にお聞きいたしますという私の質問に対し、理事者は、再就職は皆無に等しい状況でございますと答弁しております。この答弁は真実なのか。間違っている場合には、市長はいかなる政治責任をとるつもりなのかお答え願います。

第4点として、去る11月26日開かれた下北・むつ市経済産業会議は、当初は公開されるはずだったが、突然非公開となりました。情報公開を徹底する市長の政治姿勢からは理解に苦しむところがあります。私は、さきの10月16日の下北・むつ市経済産業会議で東京電力、東北電力、電源開発、リサイクル燃料貯蔵、日本原子力研究開発機構の幹部級の委員の皆様から、原子力の雇用規模は小さい、地元が産業をつくらなければ箱物ができて

終わりなどの厳しい意見が出たので、今度は厳しい意見を新聞記者に公表させないために非公開にしたのではないかと思うところであります。市長に会議を突然非公開にした理由をお伺いいたします。

第5点として、議会が市長に対し、就任以来決算審査特別委員会に出席を求めています。前回まで出席しなかった理由は何か。今回の定例会の決算審査特別委員会は、12月9日、10日、11日の3日間開催されました。そのうち市長は、9日に20分だけしか出席しませんでした。20分だけしか出席しなかった理由は何かお答え願います。私は、決算審査特別委員会の審議における議員の質疑、発言は、平成21年度の予算編成において参考にすべきものとするので、市長は出席すべきものと思うところであります。

次に、指定管理者制度について。第1点として、むつ市が委託する指定管理者の件数について具体的にお示し願います。

第2点として、むつ市の指定管理について。指定管理者個々の委託料と、その合計額を具体的にお示し願います。

第3点として、むつ市が指定管理者に委託する場合の委託料を有償とするか、無償とするか、その区別の基準をお示し願います。

第4点として、むつ市の指定管理者に対する監査方法についてお示し願います。

最後に、新町の道路整備について質問いたします。この件につきましては、さきの9月定例会において質問しておりますが、いま一つ明快な答えをいただいておりますので、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員にお答えいた

します。

まず、通告のなされていない部分の細部にわたりましては、自席に戻りましてからのやりとりの中でご答弁をさせていただきます。壇上では答弁漏れがあるかも知れませんが、その点はお含みおきいただきたいと、このように思います。

まず、市政の政治責任についてのご質問の第1点目、財政再建の政治責任についてであります。今定例会に赤字解消計画としてお示ししておりますように、今年度の決算見込みでは約5億8,000万円の黒字決算を見込んでおり、来年度以降も年度によって金額の幅はあるものの、計画的に赤字の解消を図りながら、黒字基調の財政運営に努めることで平成23年度には累積赤字の解消を実現できるものと認識いたしておるところであります。しかしながら、新谷泰造議員もご承知のとおり、財政の健全化は手をこまねいては達成できるものではありません。人件費の削減や指定管理者制度等による積極的な外部委託の導入、さらなる内部経費の節減、電源立地地域対策交付金の有効活用等、さまざまな財源対策を講じることで、新たな雇用対策や学校の耐震化事業等にも対応した事務事業費の確保を図りつつ、また赤字解消計画を確かなものとしていくためにも、これら行財政改革の推進は当然に継続していく必要があります。

このことから、予算編成方針においては、私自身も含め職員一同には厳しい現状認識と意識改革を求め、一丸となって財政健全化にわきを締めて取り組むべきことを喚起しているものであり、財政健全化の見通しがついたという認識とは何ら矛盾するものではないということをご理解願います。

次に、むつ総合病院に対する未払い金についてであります。この問題につきましては、前回のむつ市議会第197回定例会でも新谷泰造議員から同様のご質問があり、今年度でむつ総合病院の第

五次病院事業経営健全化が計画どおり終了できる予定であること、今後は川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所の不良債務解消のため引き続き病院事業の経営健全化に取り組む予定であること、そしてこれらへの繰り出しの状況を勘案しながら債務の履行に努力したい旨お答えしたところであります。

また、この未払い金により病院事業に財政的な負担がかからないよう、これに係る病院の一時借入金の利子については一般会計が負担していることも申し添えておるところであります。でありますので、当面は病院ごとに策定作業を進めております公立病院改革プランで予定している平成25年度までの3施設の不良債務解消に全力を挙げることを第一義としながら、赤字解消計画の達成度もにらみながら債務の履行に努力をしてみたいと考えております。

次に、杉山前市長の国は地方交付税にさまざま算入すると言いながらほごにしてきた、合併特例債もその例に漏れないのではないかという発言に対しての所見をとのことでありますが、前市長がそのように話されたのであれば、それは豊富な経験の中で独自の政治観として述べられたのではないかと推察するものでありますので、それに対して云々することは差し控えたいと思います。

ただ、合併特例債等は法律に基づき、普通交付税に算入することがルールとして確立されているものであり、まさに合併した市町村に特例的に認められた財政措置でありますので、財政の健全化を確実に進めるうえからも、これらの活用をできるだけ図っていくべきものと考えるところであります。

この先地方交付税の減額等が続いていくことで再生団体になったらどのように責任をとるのかとのことでありますが、まず赤字解消計画を確実に履行することで、平成23年度での財政の健全化を

確実に図ること、次の時代にツケを回さないよう確固たる行財政基盤を築き上げることこそが皆様から負託をいただいた私に課せられた責務と考えますので、再生団体になったらどうするかではなく、決して再生団体にならないという強い志を持って粉骨砕身努力してまいりますので、ご理解ご協力を賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転の政治責任についてのご質問にお答えいたします。それぞれ限度額を超えた場合の責任というお話でございますが、まず本庁舎移転の総事業費の限度額につきましては、さきのむつ市議会第197回定例会において補正予算案の参考資料として提示した28億2,238万5,000円とお示しいたしております。この事業費は、開放エリア整備を別事業としたものであります。さきに議案第91号から議案第94号までの工事請負契約4件について御議決いただきましたが、これで改修工事計画の87%が契約されることとなりましたことから、限度額内で庁舎移転事業は達成できるものと確信いたしております。

次に、ランニングコストにつきましては、電気料、燃油料、水道料を合わせ4,590万円と見込んだところでありますが、特に燃油料につきましては、単価が不安定な状況が続いております。現在の単価で積算いたしましても、試算額を超えることはないわけですが、今後どのような要因で今回のような単価の激変があるか、私は予知できませんし、それについての責任も持つことはできません。増設が必要な部分はできるだけ省エネに配慮した設備を導入いたしました。私の力の及ばない要因による変動にまで責任を持つことは無責任な言動となると考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、旧アークスプラザの地盤調査の方法についてのご質問にお答えいたします。地質調査にはさまざまな方法がありますが、建築物の調査は機

械ボーリングによる方法が適切とされ、この調査は詳細な地質構成の把握と岩盤分類の地質情報が得られる方法とされているところであります。旧アークスプラザは、その機械ボーリングにより調査を実施したもので、調査結果データをもとに建物を支持する基礎を設計したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第3点目の市長の政治姿勢の責任についてであります。個々具体的な内容でありますので、地方自治法第222条の解釈について、市の関連施設に再就職した職員について及び決算審査特別委員会のことにつきましては総務部長から、経済産業会議のことにつきましては副市長から、また本庁舎移転事業費に係る継続費につきましては企画部理事から説明いたします。

次の指定管理者制度については総務部長より説明いたします。

次に、新町の道路整備についてのご質問にお答えいたします。新町23番地区から24番地区の砂利道の寄附について、むつ市議会第197回定例会における新谷泰造議員のご質問に明確な回答が得られていないとのことではありますが、その際のご質問の要旨は、市が有償で道路用地を取得する場合と、私道を寄附される場合の登記手続等の相違について不平等であるとお尋ねと存じます。

まず、市が事業主体として道路整備事業を計画的に実施するため、道路用地を取得する場合は市のほうから土地所有者にご協力をお願いして用地買収を行うため、当然土地にかかわる問題の解決及び所有権移転登記等の事務手続は市が行うこととなります。これに対し私道の寄附については、市の道路整備事業とは異なり、主に宅地分譲業者である土地所有者が私道の補修及び維持管理を市に依頼するための行為であります。寄附行為に当たっては、寄附申込書により申請なされるわけですが、申請人と土地所有者が同一人であること、

寄附後速やかに市に所有権移転登記ができること等が条件となります。したがって、申請以前の土地にかかわる問題の解決及び相続登記等は、土地所有者が行わなければならないこととなります。このようなことから、市で道路用地を取得する場合と私道の寄附においての市が行う事務手続等には相違が生ずることをご理解願いたいと存じます。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 11月26日の下北・むつ市経済産業会議については、私からお答えいたします。

下北・むつ市経済産業会議は、大学教授や市内の商工、農林、漁業団体、研究機関、下北地域に関連する電力会社等、幅広い分野から参画をいただき、10月から11月にかけて全体会議を2回、産業部会及びエネルギー部会の各部会を2回ずつ開催し、ご意見、ご提案をいただいたものであります。その趣旨については、冊子として取りまとめ、過日議員の皆様の参考に供したところであります。

当会議の進め方として、各部会については委員から忌憚のないご意見、ご提案を受け、さらに修正を重ねていくというスタイルをとり、議論が十分しやすい環境をつくることを基本といたしました。11月26日の全体会議は、当市は公開を予定していたところでありましたが、なおも修正等に係る議論の余地もあり得ることや、市議会に対する公表のめどとの兼ね合いから、私の判断で非公開としたものであります。報道関係者には、事前に非公開にするという連絡を行きわたる形で提供することができなかった点について、事務的に不徹底であったと事務を総括する私から謝罪したところであります。11月28日の取りまとめ資料をもって市長から丁寧な記者会見をもって、その会議概要を公表したところであります。報告書として

は、その意を十分尽くせたものと考えております。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 市長の政治責任についてのご質問のうち地方自治法第222条についてのお尋ね、市関連施設への再就職者についてのお尋ね、さらに決算審査特別委員会への市長出席についてのお尋ねの3点についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、地方自治法第222条の件についてでございますが、議員のご指摘は、去る6月定例会の私の説明について、地方自治法第222条に定められている予算先議について、それをどう解釈すれば土地、建物の購入とは別だという解釈になるのか、こういうことであつたらうと思います。それでよろしいでしょうか。何度も会議録を読み直しまして、ようやく理解をいたしたところでございます。私の説明が舌足らずであつたということでの誤解が生じたものと思っております。

改めて説明をさせていただきますと、私は庁舎整備に関する予算につきましては、行政実例を踏まえ、移転条例に先駆けて提案する必要がある、いわゆる地方自治法第222条の予算先議であります。このことと土地、建物を購入したことは別であると。つまり議員が主張されておられました庁舎移転の議決を得ないまま土地、建物を購入したのは間違っているのではないかと、地方自治法第4条に違反しているのではないかとという判断はしていないということを申し上げたかったということでございます。したがって、決して地方自治法第222条の予算先議から土地、建物の購入が地方自治法違反ではないということを通り越したということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、議員には貴重な時間を費やさせることになりましたことにつきましては、申しわけなく思っております。

次に、むつ市議会第197回定例会におきまして、市の関連施設に再就職した職員は何名いるのかとの問いに、皆無に等しいと答弁したことに對してのご質問についてでございますが、このことにつきましては、前回答弁したとおりでございますが、改めて申し上げますと、市側で天下りのなあっせんを行うようなことは一切ございませんし、追跡調査をすることもございません。ただし、非常勤の嘱託として、あるいは臨時職員として残っている職員が数名おりますが、これは市関連施設への再就職というお尋ねでありましたので、除外しているということでございます。

次に、決算審査特別委員会に市長が出席していないことについてでございますが、従来のむつ市議会におきましては、決算審査特別委員会が現在のような本会議場での全体会議方式ではなく、各常任委員会に付託する分科会方式で実施してきたことによるもので、いわば慣例として出席しなかつた経緯がございます。したがって、現在もこれを踏襲しているということではございませんが、決して審議を拒否しているということではございません。決算審査につきましては、市長が出席している本会議の場面で総括質疑として審議する機会がございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、指定管理者制度についてのお答えを申し上げたいと存じます。お尋ねの内容は、さきに議案審議の折にも各担当部からお答えした事項と大分重複する部分が多いかと存じますが、お尋ねでありますので、少し長くなりますが、改めてお答えをいたしたいと存じます。

第1点目の市委託の指定管理件数並びに第2点目の個々の指定管理料とその合計額につきましては、関連がございますので、まとめてお答えさせていただきます。

まず、現在市が指定管理させております施設は全部で49施設、指定しております団体は、平成20年

度で18団体となっております。その中で指定管理料を支払っている団体は14団体ございます。平成19年度に支払させた団体は11団体で、その管理料は個々に申し上げますと、むつ市心身障害者ふれあいの家の管理しております社会福祉法人むつ市社会福祉協議会へは233万円、むつ市宮宮後、名子、永下、金谷沢牧野及びむつ市宮後ふれあい牧場を管理しております農事組合法人みなみ農園開発へは2,466万円、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館及びむつ市イベント広場を管理しておりますむつ商工会議所へは7,035万1,000円、むつ市野菜集荷貯蔵施設を管理しておりますはまなす農業協同組合へは61万5,000円、川内第一、第二及び助作牧野を管理しておりますむつ市川内地区牧野管理組合へは322万5,000円、むつ市大畑木材工芸センターを管理しております大畑ヒバ工芸研究会へは101万6,000円、奥薬研修景公園を管理しております大信産業有限会社へは233万円、脇野沢瀬野、滝山、源藤城牧野並びに畜舎、むつ市脇野沢いのししの館、むつ市脇野沢体験農園、むつ市脇野沢野営場及びむつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里を管理しております社団法人むつ市脇野沢農業振興公社へは1,498万6,000円、むつ市海と森ふれあい体験館を管理しております特定非営利活動法人シェルフオレスト川内へは832万7,700円、むつ市ウェルネスパークを管理しております山内土木・コナミスポーツへは1億1,500万円、むつ市兔沢スキー場、あさひな丘球場、あさひな丘陸上競技場、あさひな丘プール及びあさひな丘庭球場を管理しております財団法人むつ市教育振興会へは3,991万円となっております、平成19年度の合計は2億8,275万700円の指定管理料を支払っております。

また、平成20年度から新たに指定管理となりました施設に関しましては、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場を管理しているむつ商工会議所

へ675万1,000円、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市野平高原交流センター、むつ市まちの駅かわうち及びむつ市脇野沢温泉を管理しておりますむつ市川内町商工会へは1,287万1,000円、むつ運動公園、むつ市民体育館、むつ市かまふせビレッジ及びむつ市釜臥山スキー場を管理しております特定非営利活動法人むつ市陸上競技協会へは5,299万円が加わり、平成20年度におきましては、総額で3億5,505万2,700円が支払われる見込みとなっております。

また、利用料金等の収入があり、指定管理料を支払っていない団体及び施設は5団体7施設で、むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里を管理しております社会福祉法人青森社会福祉振興団、むつ市水川目地区堆肥センターを管理している農事組合法人水川目酪農組合、むつ職業能力開発校を管理している職業訓練法人むつ職業能力開発協会、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設を管理している大畑町漁業協同組合、むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターを管理している脇野沢村漁業協同組合の5団体7施設となっております。

次に、委託料を有償または無償とする基準についてであります。指定管理料は指定管理者が施設を管理運営していくうえで発生する諸経費の合計から当該施設において徴収される利用料金等を差し引いた差額であります。したがって、利用料金を徴収しない施設につきましては、管理経費がそのまま指定管理料となります。

また、利用料金収入で施設の管理運営が可能な場合は指定管理料が発生せず、指定に係るすべての経費が利用料金で賄われることとなります。

次に、監査の方法についてのご質問ですが、指定管理者は年度が終了するごとに市に対して業務報告を行うことになっており、提出を受け

た業務報告書に基づき所管部署における業務状況の点検が行われております。さらに、地方自治法第199条第2項に基づく財政援助団体等の監査がむつ市監査委員により行われているところであり、また地方自治法が定める議会並びに住民の方々からの特別監査請求の対象ともなっております。このことから、現在むつ市が指定しております指定管理者につきましては、運営並びに経理等の面から見ましても透明性は確保されているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいものと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 本庁舎移転事業に係る継続費についてのご質問にお答えいたします。本庁舎移転事業に継続費が設定されているが、説明が不十分で気がつかなかったとのご趣旨と承りました。本事業につきましては、前回のむつ市議会第197回定例会に補正予算の第2条として提案したものでありまして、事業としては本年度と翌年度の2カ年の継続事業として実施することを説明しております。

また、事業のうちどの費目に幾らの経費で継続費が設定の対象になっているかにつきましては、別途参考資料として明示させていただいたところであります。

また、新谷泰造議員からは同じ定例会の一般質問の中でも経費の総額ではなく、その一部の計上は地方自治法の趣旨に反するのではないかとのご質問があり、継続費を設定していること及び継続費も予算であることを説明した経緯がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 庁舎移転のご質問、駐車場の耐用年数とその補修費について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、旧アークスプラザの舗装工事概要を現場書類等から確認しておりますので、ご説明をさせていただきます。

旧アークスプラザの建物周囲全体の造成工事におきまして、造成地盤を固化材と攪拌いたしまして安定処理を行っております。その上部は一般道路と同様の路盤とし、舗装面から下部約1メートルが今申し上げた路盤構成となっている状況でございます。完成後13年経過いたしておりますが、路盤の沈下、またアスファルトのひび割れもほとんど見られない状況と受けとめてございます。このことから、全面を補修する必要はないと考えております。なお、今回の改修工事の中で一部の補修は見込んでございます。

耐用年数についてでございますが、路盤の状況、またアスファルトの摩耗状況によって違うことと受けとめますことから、駐車場の耐用年数については断定することは困難であると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず最初に、市長が何か私がまた通告漏れあるような答弁いたしましたけれども、今の答弁を聞きますと、私は通告は正確にしておりますので、その辺はきちりご理解願いたいと思います。

私は、市長が勇気を出して政治責任を具体的に、明確にして緊張ある市政の運営をされることを期待していたのでありますが、残念であります。いま一度勇気を出して政治責任を具体的に、明確にしていだけませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 政治責任というのは何の政治責任なのでしょう。そのところが、内容が先ほど壇上でお答えしたとおりでございます。具体的に何の政治責任をとればいいのか。今さまざ

まな部分で事業が進捗し、赤字解消計画が今進捗をしている状況で、政治責任をとれ、明確にしろといったところで、何に対しての政治責任なのか、責任が何なのか、責任をとる以前の問題の今お話があるのではないかと、私はこういうふうを考えております。何の政治責任なのか、ちょっと意図するところは理解できません。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、再質問に移らせていただきます。

先ほどの下北医療センターむつ総合病院に対する33億円の負担の支払い計画について、市長はその答弁の中で、15年間で33億円近く払う計画が何かあいまいなように見えたのですけれども、もう一度明確に答弁をお願いしたいのですが。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 先ほど市長の答弁にもございましたように、公立病院の改革プラン、これに基づきまして、各病院、診療所の経営健全化に対処していくと。そしてその足取りと並びに赤字解消計画に向かう市の財政運営、その状況を勘案して総合的に見きわめをしていくとしたところがございます。したがって現段階ではその具体の計画をお示しすることはいたしかねるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） ということは、支払い計画がないということと同じではないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） そういう見方もあるかもしれません。今具体的に年度を追ってこの約34億円になりますけれども、向こう15年度間で個別に年度に区割りした計画はお示しできないということでございまして、先ほどの諸情勢をかんがみの中で、今後その辺も視野に入れながら対処していくということでご理解を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） これはまた将来聞くといまして、では過去8年間7,796万4,000円の返済はどうしてきたのか、これはちゃんと通告してありますので。

○議長（村中徹也） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） むつ総合病院に対します33億円の債務ということでお答えしてまいります。

何年に幾ら払ったのかというお尋ねだと思いません。今までの経緯ということでは、まず平成12年だったと思えますけれども、それ以前からありましたむつ総合病院に対する債務について、議会のほうでそれは明らかにすべきではないかというふうなご議論がありまして、今のような債務負担行為ということで明らかにした経緯がございます。それで、むつ総合病院と一般会計との協議ということでございますけれども、これにつきましては、一般会計も今まで厳しいと、非常に厳しい財政運営でありましたことから、幾ら払うかというふうなはっきりした額が示せないというのが実態でございました。その額は、毎年むつ総合病院に対して負担金を支払いしているところがございますけれども、その部分で精算した結果剰余が出たら、その部分は病院から返してもらうことなくこの33億円の債務に充てるというふうなことで病院と協議が調って現在に至っておりますのでございます。したがって、平成11年から平成19年度までの支払い額が議員おっしゃいましたように7,796万4,000円というふうなことになるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうしますと、この7,796万4,000円というのは、払ったのではなくて、返してもらったお金だということなのですか。

○議長（村中徹也） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） 今申し上げましたように、新谷泰造議員ご承知のとおり、病院事業に対する負担金、ルールで一般会計が負担するという部分がございます。各年度幾らかというのは、予算に基づきまして予算計上して支払い、各年度決算した時点でその繰り出すべき額というのが確定するわけでございます。ですから、不足であれば補正して追加の負担ということでお支払いいたしますし、払い過ぎたということがございますと、これは返還していただくというのがルールでございます。ですから、その部分でもし剰余が生じたら本来は返してもらうのですけれども、そこを返してもらうのではなくて、その33億円の債務を留保している部分に充てると、そういうふうな趣旨だったということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 今までの理解のうえで残りの33億6,488万8,000円については、では病院経営がよくなった場合には経理上払ったということになるけれども、病院経営がよくなないと、これは永久に残るということで理解していいのですか。

○議長（村中徹也） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） 今議論しておりますその33億何がしかの金は、過去の部分の債務ということで、これから先病院経営のほう安定してきましても、その部分はいいいいということには決してならないものでございます。この部分は病院の経営はどうであれ、今後支払いしていくべきものというふうなことで認識してございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） これは通告していないのですけれども、市長にちょっとお聞きしたいのです。これは決算審査特別委員会でむつ市の下北医療センターに対する短期貸付金15億9,500万円が問題となったことについては、お知りでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 通告外でございますので、お答え差し控えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） これは、本当は33億円と関連するのですけれども、次回やることにしまして、また戻ります。

そうすれば、この33億6,488万8,000円を返済する計画、支払いの予定であると言っているのですけれども、予定はないということではないのですか。

○議長（村中徹也） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） それにつきましては、先ほど市長及び部長のほうからお答え申し上げたところでございますけれども、今病院の健全化ということでは、議員もご承知のとおり、むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化に取り組みまして、本年度で何とかその計画を達成できるような状況ということで認識してございます。それが終わりますと、今度は来年度から川内病院、それから大畑、脇野沢両診療所の債務の解消に努めていきます。これは大きい大枠の計画でございますので、それが大体平成25年度の債務の解消を目指しております。額としては3施設合わせて大体57億円くらいかというふうを考えてございますけれども、それを平成25年度までにかかってその解消を図ってまいりたいと。それが終わりましたら平成26年度から平成34年までの間に議員ご指摘のその33億円の部分の解消を図ってまいりたいと。いわゆる大枠ではこういうふうと考えてございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） これ33億円ですね。これを単純に少な目に計算したって30億円を15で割ると2億円ですよね。では、年間2億円の返済をどのように支払っていくかというのは、普通は財源を明

確にして支払っていくというのが返済計画というのではないですか。

もう一点、これと赤字解消計画というのはどういう形になるか、これはまた通告外だから、その辺の2億円のほうだけでよろしいです。

○議長（村中徹也） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） 今むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画ということで、一般会計から毎年5億2,490万円ですか、そのぐらいの負担を通常のルールの病院事業に対する負担に上乘せまして支払いしております。それが今年度終わりますと、今度は先ほど申し上げましたように市単独として3施設の不良債務の健全化に取り組んでまいります。この債務の解消に対する一般会計の追加的負担といたしましては、各年度大体5億円から多い年では7億円ぐらい負担がかかるのではないかとこのように想定してございます。ですので、それが平成25年度に終了するというふうなことで今考えてございますけれども、そうすれば平成26年から平成34年までの9年間ということでは、全く見込みのない数字ではないのではないかとこのように考えてございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 財政再建を重視するというのですから、少なくともこれの財源を明確にして支払うような支払い計画を立てるような財政運営をお願いして終わります。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。4番目時睦男議員。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 大畑選挙区選出の目時睦男であります。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問をいたします。

11月4日行われたアメリカ大統領選挙は、政府には果たすべき役割があると強調し、イラク戦争を批判した民主党のバラク・オバマ候補が地すべりの勝利で、史上初めて黒人の大統領が誕生いたしました。その背景には、強いアメリカを掲げて軍事力を強化し、小さな政府路線を進めたレーガン政権以来30年近くに及ぶ新自由主義社会の中で、圧倒的な軍事力を前面に立て、4,000人以上のアメリカ兵と多くのイラク国民を犠牲にしただけでなく、中東を混乱させ、国際的な信用を失墜させ、大恐慌以来と言われるサブプライムローンに端を発した100年に1度と言われるアメリカ初の金融危機、ウォール街の投資銀行が消え、かつてアメリカの繁栄の象徴だった自動車産業ではリストラのあらしが吹き荒れ、市場崇拜と規制緩和を進めたブッシュ政権にアメリカ国民がノーを突きつけました。

アメリカと同盟関係にある我が国は、これまでアメリカの言いなりになってイラクに自衛隊を派遣し、小泉首相は自民党をぶっ壊すといって小さな政府を標榜し、郵政民営化を初め構造改革路線を突っ走り、市場原理主義のもと規制緩和を断行し、地域間、企業間、賃金、医療、教育などあらゆる面で格差を生み、その結果自殺、犯罪、企業倒産、リストラが横行し、加えて全世界的な金融危機から大手自動車産業を初め中小零細企業に至るまでリストラ、企業倒産が相次ぎ、経済が活力を失い、国民生活はより一層厳しさを増す中にお

いて、政治への期待が高まっているにもかかわらず、麻生内閣は経済対策の目玉として2兆円もの税金を投じ、選挙向けの露骨なばらまきとも思われる定額給付金を打ち出しましたが、支給の仕方をめぐって迷走を続け、あげくの果ては各自治体の判断に丸投げするなど、もはや政権担当能力を失っていると思わざるを得ません。それは、報道各社の世論調査で6割前後の人が定額給付金を必要な政策とは思わないなどと否定的に答えていることからもうかがい知ることができるのであります。今政治に求められているのは、構造改革路線を根本から改め、社会保障の立て直しや雇用対策、教育や子育て支援など、国民生活優先の税金投入をすべきであります。

本市は、合併以降3年8カ月を経過いたしました。初代杉山市長の死去の後、昨年7月に2代目市長に就任した宮下市長に市民の多くは社会環境、生活環境、労働環境の厳しさ、加えて医療や介護、教育、雇用への不安を抱いている中で、公正公平で周辺地域を含めた均衡ある発展を願い、安心して暮らせる住みよいまちづくりに大いに期待しております。その宮下市長は、本年3月、まちづくりの基礎である長期総合計画を策定し、その実現のために「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3本の柱を掲げておりますが、どんなに立派な基礎や柱でも土台がしっかりしていなければ倒壊のおそれがあります。

その土台は財政であり、しっかりした土台を築くためには財政健全化が不可欠であります。土台となる本市の財政状況は、平成19年度決算において実質収支比率はマイナス12.59%と県内で最も悪く、早期健全化団体の基準となる4つの指標は辛うじてクリアしたものの、財政の非常事態であることは依然として変わりのない状況にあります。

す。したがって、行財政運営上の執行に当たっては、市民生活優先、周辺地域を含めた均衡ある発展を念頭に、優先順位をつけた具体的施策が必要と考えるのであります。

私は、そのような観点から、以下4点について通告に従い一般質問をいたします。

最初の質問は、(仮称)むつ市自治基本条例制定について伺います。国は、地方分権改革として、地域のことは地域で決めるという原則で2000年に地方分権一括法を制定されました。この法律は、わかりやすく言えば、国から地方にまちを運営する力、すなわち権限や財源を移していき、地方のことは地方で考え、地方がそれぞれの個性や市民の力を生かしながら、自分たちの責任でまちを運営し、それにより豊かなまちをつくっていきましようということでもあります。自治基本条例は、それぞれの自治体の基本的な考え方、方針を明確にするルールであり、言い換えれば自治体の憲法そのものです。私は、次の2つの理由から自治基本条例制定の必要性を考えるのであります。

第1の理由は、地方分権の進展で自治体が地方政府、そして自立するのに伴い、これまで各省庁別の縦割りだった自治体行政を、その自治体の基本理念に基づき再編成する必要が出てきております。従来縦割りや全国画一で複雑に変化するため、個別の条例も自治体内部で縦割りにより運営されているのが実情であります。したがって、多様化する住民ニーズに即応し、地域の政策課題を素早く解決するには対応し切れないケースがふえてきております。つまり個別の条例や要綱など、自治基本条例に沿って総合化し、市民全体のまちづくりに向けて統一して運営する必要があるからであります。

第2の理由は、現行法に不備がある分野は条例下で補完できる可能性が高いことからの必要であります。地方自治法は、国と自治体との関係は詳

細に定めていますが、行政と住民との関係については具体的規定がほとんどありません。逆に言えば、住民自治の分野、例えば情報公開、オンブズマン制度、住民投票、コミュニティーなど、現行法で対応できないものを条例を制定して独創的に対処する必要があるからであります。宮下市長は、就任あいさつで、まちづくりの主役は市民である、むつ市を下北のむつ市から日本のむつ市に変える、組織と政策は車の両輪であると市政運営での決意を述べておりますが、それを規定するためにもむつ市自治基本条例を制定すべきと考えますが、所信をお伺いいたします。

次に、過疎地域自立促進計画について伺います。本計画は、法律の規定により過疎地域指定となっている川内町、大畑町、脇野沢村が合併前に策定した過疎地域自立促進計画をもとに新市まちづくり計画及び青森県過疎地域自立促進計画との整合性を図りながら、合併後にむつ市過疎地域自立促進計画として策定され、実施計画期間は平成17年度から平成21年度までの5カ年間で来年度が最終年度を迎えます。そこで、第1点目として伺いいたしますが、本計画は産業の振興、交通、通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興、地域経済の振興の7施策が計画され、事業主体が県と市に分かれています。旧町村ごとに施策区分別、事業主体別に計画に対する進捗状況をお示し願います。

第2点目は、来年度が本計画期間の最終年度となりますが、これまで実行できなかった事業についての来年度の実施見通しをお示し願います。

第3点目は、当該法律は平成21年度までの時限立法で、国の助成が55%と自治体にとっては大変有利な法律であります。仮に最終年度である来年度までに実施できない事業があるとすれば、実施できない理由とその事業に対する今後の対応策

を明らかにしていただきたいと思っております。

次に、大畑学校給食センターの改築についてお伺いいたします。このことについては、むつ市過疎地域自立促進計画の教育の振興として5億1,007万5,000円の事業費見込みで、平成18年度から平成20年度の3カ年間の実施として計画されておりますが、いまだ具体的実施に至っておりません。そのような意味では、さきの質問と関連するのでありますが、平成18年12月開催のむつ市議会第190回定例会において一般質問をしている課題でありますので、再度質問をさせていただきます。

前回の私の質問に対し教育長は、市全体を5ブロックに分け、学校給食の搬送範囲や食育に配慮した総合的整備計画の策定を急いでいる、計画の策定を急ぎ、できるだけ早く市長部局と協議してまいりたいとの趣旨答弁でありました。その教育長答弁に関連し市長は、優先順位をつけるのは財政担当の者であり、私が決裁いたしますとの答弁でありました。その後2年を経過しておることから、既に整備計画はできているものと思われまので、お示し願います。また、その計画に対する具体的実施見通しもあわせてお伺いいたします。

最後に、大畑公民館の改築について伺います。地域住民の生命、財産を災害から守る拠点としての大畑消防署が、老朽化に伴い合併以前から改築課題でありましたが、市長初め理事者の配慮で来年度工事着工の予定となっていることに改めて感謝と敬意を申し上げます。

そこでお伺いいたしますが、ご承知のように現消防署は大畑地区の中心地に位置し、周りには大畑庁舎、大畑公民館、体育館、大畑小学校など、生活、教育、文化の拠点施設が集中しております。しかしながら、旧大畑町には大畑公民館のほかに地区館、分館を合わせ8施設の地区公民館があり、合併後は地域コミュニティー施設として引き続き管理運営を行っているのでありますが、各施設と

も築39年から30年を経過し、老朽化が進んでおります。特に大畑公民館は、各種公民館教室、公民館まつり、郷土芸能発表、生涯学習など多岐にわたって利用され、年間1万6,000人が利用し、地区住民が年間延べ2日利用している計算になり、利用率の高い施設であります。築39年を経過していることもあり、老朽化が激しく、平成16年から平成18年にかけて雨漏りが発生しましたが、箇所と原因を特定できず、屋根全体をシートで覆い急場をしのいでいる状態であります。

そこで、次の点について伺います。1つとして、市長はコミュニティー単位での活動重視の姿勢を示していることからして、大畑公民館の改築は必要不可欠の課題と認識しているのではないかと思います。どのように認識しているか所信を伺います。

2つ目として、この地一帯は以前砂地で軟弱地盤でありましたが、当該施設を含め、各施設の耐震調査を行っているのかどうか、もし行っていないとすれば、今後行う考えがあるのかどうかお示し願います。

3つ目として、大畑公民館同様、隣接する体育館も床が傾くなど傷みが激しくなっております。公民館、体育館の具体的改築計画をお示し願います。

4つ目として、現在の駐車場は公民館、体育館の利用者が多いとき、小学校の行事などのときはスペース不足の実態にあります。駐車場の拡張をどのように考えているのかお示し願います。

以上、4項目について質問いたしましたが、市長並びに理事者におかれましては、前向きで誠意ある答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答え

いたします。

ご質問の第1点目、自治基本条例の制定についてであります。自治基本条例、まちづくり基本条例、自治運営基本条例等名称はさまざまありますが、いわゆる地方自治の根本理念的な事項を規定したこのような条例を定めた自治体は現在全国で90前後と聞き及んでおります。地方分権が進展する中、住民協働型の自立した自治体を目指すことを宣言する、こういう潮流は、今後も広がっていくものと見ておりますし、評価すべきことと考えています。

自治基本条例は、自治体によりまちまちな部分もありますが、大きくは地域自治の確立及び市民自治の確立を目的とし、自主自立の市政運営と情報共有、市民参加と協働の方向性をうたったものと理解しております。その中でも地域自治の確立の部分は、地方自治法を基調としてルール化されている部分が多く、あえて規定する必要性から論ずる必要があると考えております。市民自治の確立に関する部分に関しては、目時議員のご指摘のとおり、私が公約として掲げた考え方を市政運営のメルクマールとする意味でも鋭意検討していくべきことと認識しております。

私が「まちづくりの主役は市民」という考え方を示しておりますのは、これまでの市民のための行政という考え方から、市民による行政という考え方へも比重を移していく必要があると認識しているからであります。そういう意味からも、自治体憲法とも称されるシンボリックな条例は、制定する過程と実際の運用過程が非常に重要であると考えています。それは、市民と行政のかかわりという部分においてですが、市民自治の確立を目的とする以上、条例策定作業の段階から市民の参画を得て、市民の意思を反映したものとすること、また条例制定後の運用として、政策形成から実施過程までのどの段階でどのような方法で市民

の参画を得て、市民協働していくかという基準と枠組みをつくり、それを組織的に展開していくことが必要と考えており、それには市民自身が自らの地域のことを考え、自らの手でおさめていこうとする機運の高まりが大いに関係してくるものと考えております。

本年3月に策定した行政機構改革基本方針は、その考え方を酌んだものであり、広報広聴機能、政策形成機能及び経営管理機能の強化等においては、市民協働の方針を基本に据え、市民の意見をどのように広聴し、政策形成や経営管理過程に生かし、情報共有を図り、市民の信頼を得られる自治体体系を構築していくかを検討することとしているところであります。

さらに、来年度は平成22年度からの行政改革大綱策定作業にかかりますが、市民協働のまちづくりの検討を次期大綱の大きな項目に据えて、自立した自治体のあり方、住民参画のあり方から段階的な検討を加え、例規や制度体系を整備していく方針の可否あるいは是非を行政改革審議会の中で探っていただくことを考えているところです。したがって、自治基本条例を定める必要性も含め、その中でご検討いただくことになるものと考えておりますが、私は自治基本条例の制定にはこだわりません。制定の機運が高まり、実現するにこしたことはないと考えますが、市民を巻き込み、市民を主役とする自治をいかに展開していけるか、今後の方向性を探ることにいましばらくのご猶予をいただきたいと存じます。

次に、過疎地域自立促進計画についてのご質問にお答えいたします。まず1点目、計画の進捗状況を示せというお尋ねであります。むつ市過疎地域自立促進計画の平成17年度から平成21年度までの5カ年における全体計画額は約97億3,300万円ですが、これに対し平成17年度から平成20年度末における事業計画実績見込額は約42億

6,800万円で進捗率は43.9%になる見込みであります。この進捗状況につきましては、本計画が旧3町村において財政環境を整えば実施したいとして作成された事業計画を尊重する形で、ほぼ網羅的に取りまとめ策定した経緯があることや、合併後の厳しい財政環境下において財政健全化を最優先の課題として取り組んでまいりましたことから影響が及んだものと考えております。

このような状況ではありますが、これまで新市の一体感の醸成、地域の均衡ある発展を最優先に掲げ、合併後の本市における普通建設事業費が単年度でおおむね20億円から30億円台で推移する中、本計画に係る事業は、単年度の平均事業費で約10億円に達するなど、旧3町村における地域の振興発展には特に意を注いできたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、本計画における旧町村ごとの施策区分別の進捗状況につきましては、企画部長から説明いたします。

次に、2点目の来年度の実施見通しについてと3点目の実施できない事業があれば、その理由と今後の対応策を示せということについては関連いたしますので、一括してお答えいたします。

現在担当部局において平成21年度予算の編成作業を進めておりますことから、現段階で本計画に係る事業の実施見通しをお示することはできませんが、厳しい財政状況にある中、本定例会で配布した赤字解消計画において、引き続き財政再建に向けた赤字解消を着実に進めていくこととしておりますので、平成21年度においてこれまで未執行の過疎計画事業をすべて実施することはできない状況にあると考えております。

また、議員お話しのとおり、現行のいわゆる過疎法につきましては、平成21年度末をもって失効することとなりますが、これまで過疎対策事業債や補助金のかさ上げなど、同法により講じられて

まいりました財政支援措置を活用することで、旧3町村の地域振興や活性化に大きな成果を上げてきたところであり、このことは全国の過疎関係市町村に共通のことであると認識しております。

このような状況から、全国市長会など各種団体において新たな過疎法の制定に向けた要望等が行われており、目下国においてはこれらの要望やさまざまな意見等を聞きながら協議を進めているところではありますが、願わくは地域の実情に即し、さらなる振興につながり得る新法の制定を望むものでありますし、その場合の計画の策定に当たっては、現過疎計画に係る未執行事業で必要性の高いものは優先的に掲載していきたいと考えております。

今後は、過疎法をめぐる国の動向を慎重に見定めていく必要がありますが、本計画に係る未執行事業につきましては、財政再建を最優先としながらではあります、新過疎法制定いかにかわらず、地域の皆様のご意見に耳を傾けながら、普通建設事業の精査等を進める中において、その緊急性、必要性、財源確保など、さまざまな観点を踏まえ、総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の大畑学校給食センターの改築について及び4点目の大畑公民館の改築につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑学校給食センターの改築についてですが、本件につきましては平成18年12月のむつ市議会第190回定例会でのご質問に対し、むつ市全体を対象とした総合的整備計画が急務であるとの認識のもと、計画策定を急ぐとお答えをいたしましたところであり、これを受けまして、平

成19年10月25日開催の第551回教育委員会に学校給食実施再編計画を提案し、ご承認をいただいたところであり、その計画は、広範囲に点在する学校において、円滑かつ効率的に給食を実施するため、各調理施設を再編すること、2つ目には衛生管理を徹底すること、3つ目には調理や関係業務を業務委託により民間の力を活用すること、4つ目には食育教育に配慮すること、この4点を基本方針に据え、市内を田名部地区、大湊地区、北通り地区、南通り地区、西通り地区の5地区に分け、それぞれの地区に1カ所の給食センターを設置する計画としているところであります。

ご質問の大畑学校給食センターにつきまして、昭和51年3月の建築で施設設備ともに老朽化が進んでいることに加え、調理のエネルギーに蒸気を利用しているため、2基のボイラー維持に多額の経費を要していること、平成21年度から新たに関根小学校と関根中学校の給食提供も検討していることから、優先的に整備を進めたいと思っております。

しかし、当面校舎の改築、耐震工事などの急を要する計画も抱えておりますので、今後の教育施設の整備状況を見きわめながら、順次整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑公民館の改築についての第1点目、改築についての認識を問うについてお答えいたします。大畑公民館、各地区館の建築や活動状況等について概要を申し上げますと、大畑公民館は昭和44年12月に鉄筋コンクリート一部3階建て、集会室、会議室、図書室、視聴覚室、調理室などを備え、建築総面積1,301.6平方メートルで39年が経過しております。他の7地区館につきましては、昭和47年から昭和53年にかけて施設整備がなされ、30年から35年が経過し、老朽化が進んでいる現況にありますが、利用状況は、陶芸、料理、絵

手紙などの各種教室、手芸、木工や盆栽、山野草などのサークル活動、また俳句や郷土芸能、コーラスの発表など、公民館まつりや子どもネブタの運行、実生活に即する教育、学術及び文化活動など、地域のさまざまな活動の拠点として毎年1万5,000人を超える方々に利用され、まさに大畑地域のコミュニティー活動の中心となっている施設であります。新たな施設の必要性は十分認識しておりますが、現時点におきましては、利用者の方々にご不便が生じないよう施設の補修整備、器具、備品の整備に意を用いながら、安全を旨とし、利用者に供してきたところでありますが、改築につきましては、市長部局とも協議をいたしまして、社会教育施設等全体の計画の中で整備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の周辺施設を含めた耐震調査の実施についてであります。教育委員会が管理しております多くの施設の耐震診断につきましては、多額の費用を要することなどから、これまで実施できない状況にありましたが、現在は市財政局のご理解をいただいて、小・中学校の耐震診断を優先的に実施しているところであります。大畑公民館、各地区館、体育館はむつ市地域防災計画において災害時の避難場所に指定されているものの、これまでは耐震診断を行ってこなかったものであります。

建築基準法第12条第1項の規定により、3年に1度の定期調査において地盤関係、外壁関係、屋上、屋根、建物内部等のチェックをしてきましたが、公民館はたくさんの市民の方々が利用し、災害時の避難場所になっている施設でありますので、施設の改築を視野に入れながら、建築物の耐震改修の促進に関する法律等の趣旨を踏まえまして、市長部局と協議をしながら、慎重に対処してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜り

たいと存じます。

次に、第3点目の大畑公民館の具体的改築計画についてであります。教育委員会といたしましては、早い時期に計画を策定したいと思っておりますが、財政事情等もありますことから、改築計画につきましては市長部局との協議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館に併設となっております大畑体育館の具体的改築計画についてお答えいたします。大畑体育館の利用等につきましても、目時議員ご承知のとおりであります。当施設も公民館と同じく昭和44年12月に整備され、幅広い年齢層の方々に利用されており、平成19年度の年間利用者数は2万人を超えております。これまでも利用者にご不便が生じないよう床や内壁などの補修工事、暖房、トイレの改修工事や非常階段テラス改修工事などを行ってきたところであります。大畑体育館の具体的改築計画につきましては、公民館と併設として一体的に管理を行っている状況にありまことから、公民館の改修計画にあわせて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第4点目の公民館の駐車場拡張計画についてであります。公民館、体育館が立地している敷地面積は7,507.30平方メートルでありまして、中央にはロータリーが設置されております。公民館や体育館を一般的な行事等に利用されるときに駐車につきましては、ある程度のスペースは確保されておりますが、公民館や体育館で大きなイベント等の開催や大畑小学校の学校行事等が重なった場合には、駐車場のスペース不足により車両の整備がなかなか難しい状況となっております。駐車スペースの拡張の必要性は認識しておりますが、周辺に拡張できる適当な場所がないことから、現時点では大畑庁舎の駐車場も利用させていただいているところであります。

今後につきましては、大畑消防署が平成22年度に移転する計画でありますことから、教育委員会といたしましては、この跡地を駐車場として使えないかどうか、市の関係部署と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 過疎地域自立促進計画における旧町村ごとの施策区分別の進捗状況について、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

なお、進捗率につきましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年における計画額に対して、平成17年度から平成20年度までの4カ年の事業実績及び見込額の割合を事業費ベースで算定したものであります。

まず、川内地区についてであります。地区全体といたしましては、計画額約41億2,500万円に対し、実績及び見込額約18億4,900万円で進捗率は44.8%、主な施策区分につきましては、市道や農道の整備事業などで構成されます交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進が計画額約8億1,600万円に対し、実績及び見込額は約4億2,800万円で進捗率は52.5%、下水道や消防関係車両の整備事業などで構成されます生活環境の整備が計画額約13億8,800万円に対し、実績及び見込額約8億7,900万円で進捗率は63.3%となっております。

次に、大畑地区についてであります。地区全体としては計画額約42億9,500万円に対し、実績及び見込額約17億9,000万円で進捗率は41.7%、主な施策区分につきましては、漁港の整備事業などで構成されます産業の振興が計画額約5億2,400万円に対し、実績及び見込額約4億1,800万円で進捗率は79.8%、下水道や消防施設の整備事業などで構成されます生活環境の整備が計画額約28億3,500万円に対し、実績及び見込額約12億

900万円で、進捗率は42.6%となっております。

次に、脇野沢地区についてであります。地区全体といたしましては、計画額約13億1,300万円に対し、実績及び見込額約6億3,000万円で、進捗率は48.0%、主な施策区分につきましては、漁港の整備事業などで構成されます産業の振興が計画額約8,000万円に対し、実績及び見込額約7,700万円で進捗率は95.6%、下水道や簡易水道の整備事業などで構成されます生活環境の整備が計画額約8億1,700万円に対し、実績及び見込額約5億200万円で進捗率は61.4%となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 答弁いただきました。それで、1点目の自治基本条例について再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの冒頭の答弁の中で私の認識している必要性の部分については、市長答弁の中でも認識は同じというような受けとめ方をしたわけでありませう。そこで、今後の具体的な検討に当たっては行革審の中で議論をしていただくと、こういうふうな趣旨の答弁でありましたが、この必要性の中で具体的にそれぞれのコミュニティーも含めた基本条例策定の住民代表も含めた審議会とか、こういうところで議論をしていただくという考え方がないのかどうか、まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 策定のやり方ということで、先ほど市長のほうから行革審の中でつくるともひっくるめて協議してから始めたいというふうなことを申し上げましたように、まずこの条例そのものを当市で定めるべきであるかどうかと、ここのところから始めたいと思っております。市長からも答弁ありましたように、これは住民協働と、住

民と行政との役割分担、こういうふうなものをきちっと定めていくということ、そのためには当然住民そのものにも責任が出てくる、あるいはその役割分担ということでは行政に頼らないといいますが、自分たちでやれることは自分たちでやると、そういう責任も出てくるというふうなこともございます。そういう意味では、定めたからいいということではなくて、その後のことのほうがうんと大事でございますので、その辺のきちんとした意識の醸成を踏まえたくて検討していく。さらに、策定に当たっても住民の意向をきちんとかみまわすものにしていくということが大事であろうというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） この課題の部分については、合併直後の平成17年の9月定例会で柴田峯生議員も質問している課題であります。私は、新生むつ市が進むべき方向として、この条例についてはぜひとも具体的に前向きに検討をしていただきたいと思っておりますし、そのことが市長のテーマとしている「まちづくりの主役は市民」だと、このことを条例の中でもきちっと明文化をしていくという規定づくりということでは、より必要であるし、そのことが今後の長年のむつ市の土台になっていく、こういうようなことで認識をしておりますから、要望も含めて前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、2番目の過疎地域自立促進計画、先ほどの答弁の中で企画部長の説明も含めると、川内地区の進捗率が44.8%、大畑地区が41.7%、脇野沢地区が48%と50%いっていない。先ほどの答弁の中で、この過疎地域自立促進計画の具体的な実施については財政環境が整っていくという、こういう前提の中で進めてきたという。しかし、私は事業として計画をしていく、こういう部分でいくと、少なくとも進捗率が50%を切っているような、

もうあと来年1年しかない状況の中で、このことについては私は残念でならないのであります。

そういう中でお伺いをするわけでありましたが、国の助成が55%、あと45%は自主財源がなければ具体的に計画の実行はできない。そういう意味で財政の自主財源があるのかどうかという部分が課題になってこれまでの状況だと理解をするわけでありました。

そういう中で、今後のこの旧町村の発展ということでは過疎債というのは重要な意思の中で大事にしてきたと思うのです、合併前に。そして今合併をして過疎地域自立促進計画が来年度まで。市長の答弁の中では、来年度以降、平成22年度以降も特措法が同じように延長できればという思いの部分については私もそのように思っています、願わくばという面です。しかし、根本的に私が聞きたいのは、これまでも同僚議員も含めてむつ市全体の均衡ある発展をどう図っていくのかと、こういう面を見た場合に、周辺地域の発展ということについてどのように考えているのか、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でお答えしたことに尽きるわけでありまして。旧3町村における地域の振興発展には特に意を注いできたということでご理解を賜りたいということでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 意を注いできたという部分については、気持ち的に私はわかります。先ほど言いましたように、過疎債を使って具体的に財源との関係からしますと、50%を割る進捗率という部分については実を得ていない、実質的にそのことに力を入れていないという、データの的には私はそういうふうには認識をせざるを得ないのです。そういう面、本庁舎の移転に31億5,000万円、こういう中で均衡ある発展をとということで考えていっ

た場合に、周辺地域の発展ということについては意を用いていく、こういうような部分をぜひとも確立をして具体的に頑張っていたきたいと、このように思います。

時間がありませんから、次の課題に移ります。先ほどの教育長の答弁で大畑の給食センターのエリアが旧大畑町から関根も含めた搬送エリアとして実施をしていくということの答弁がありました。実は、前にも質問しているのでありますが、合併前の大畑町がこの給食センターの改築という部分については、より必要性を急務にして議論をしてきたという経過、これは承知をしていると思うのです。具体的な部分で大間原子力発電所における電源三法交付金15億円、このことも含めた議論がされてきたという認識を私はしているわけですが、それでお伺いします。大間原子力発電所にかかわる電源三法交付金15億円、これは市のほうに入っているのかどうか、お伺いをします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 入っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） その15億円の使途の実績があるのか。使途の実績があるとすれば、具体的な中身についてお示しを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 使途ということでは、当時平成15年10月に電源三法交付金、この使途が拡大されました。いわゆるソフト事業にも充当できるというふうには活用の幅が広がったということがございましたので、ハード事業のほかはほとんど人件費に充当して活用を図ってきたと、これが実績でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 実は、これは合併協議の際に

も議論過程があるはずであります。というのは、前の私の質問で杉山前市長はこういう答弁をしているのです。電源三法交付金にかかわる事業計画は、それぞれの旧町村が持っている計画を実現するために使いますと。これは、合併協議会の会長である私の発言だと。今の部長の答弁でいきますと、15億円は入っている。それは、ソフト面である人件費にほとんど使ってしまう。前の答弁との整合性はどのように理解すればいいですか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 確かに目時議員おっしゃるような経過はございました。私どもも認識はしております。ただ1点、ちょっと確認になりますけれども、電源三法交付金の取り扱いという点では、当時の合併協定書、ちょっと読ませてもらいますが、「現在それぞれの市町村において整備計画を提出済みの事業については新市においても引き続き実施する」というくだりがございます。提出済みということで、特に強調させてもらいましたが、旧大畑町の合併直前の背景の中で、確かに議員言われる給食センターは、希望的な観測論の中では計画の一角に消防署、それとその他のソフト事業、この3つの柱で予定をされていたということでは私どもも確認はできております。しかしながら、当時旧大畑営林署、この跡地を予定しての計画という背景の中で、用地の問題からこの計画を延伸した、平成16年度において断念したという経過がございます。そういった中で、先ほど申しました折からの合併後の財政運営という見地からもソフト事業に活用していこうというような潮流がそこに働いたということでご理解をいただけるかと思えます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 私は、合併以前の大畑町議会も含めて、住民の意思は旧大畑町の財源状況からいって電源三法交付金を当てにして、そして地域

の発展をしていかなければならないという論議経過の中で具体的に給食センターの改築については、この15億円が入った中で実行していこうと、こういう計画の中で合併をしたのです。引き継ぎ事項の中にも具体的に給食センターについては文字ではっきりしているのです。今合併以降の財政状況の中で種々議論されていますが、ソフト事業にも使えるという状況になったから人件費に充ててきている。本来一般会計の中で自主財源の中でクリアしていかなければならない、このことがほごにされてきているというようなことで受けとめざるを得ないのです。そういう面からすると、先ほど私が2点目の部分で言った周辺の地域の発展という部分について疑問視せざるを得ない。この給食センターの改築の部分については、教育長の答弁の中で急を要すると、こういう認識を示しているのです。あとは市長部局の中で具体的に財政配置をといることを教育委員会としては求めている状況の中で、これは市長、今後の給食センターの改築問題について市長の姿勢を示していただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど教育長がご答弁をしたとおりでございます。他の教育施設の整備状況を見きわめながら、順次整備を進めてまいりたいと。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） まだまだ議論したいのですが、時間が迫っています。この問題については、私は今回も含めて2回質問に立たせていただいております。大畑地区の市民の皆さんのこの総意をぜひとも酌んでいただいて、具体的に改築について実のある計画を今後出してもらうことを希望しながら一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問

を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第198回定例会に当たり、通告に基づき一般質問をいたします。

質問の第1は、教育の振興にかかわる市の奨学金制度の拡充についてであります。ご承知のように、政府による奨学金制度の見直しを受け、日本学生支援機構が奨学金の滞納者の情報を信用情報機関に通報する仕組みを来年度から導入する方針を打ち出しました。返還が数カ月おけるとブラックリストに載せられ、銀行でのローンやクレジットカードの作成が困難になります。延滞率の高い大学名の公表も検討していることや、有利子上限3%の撤廃も言われています。これらは、政府が「骨太の方針2006」で打ち出した具体化であり、奨学事業を金融事業に変質されるものと言わざるを得ません。

奨学金は、憲法の教育を受ける権利に基づいて経済的な理由で学業をあきらめる若者を生まないためのものであることは言を要しません。世界一高い学歴と言われる我が国で若者の3人に1人は低収入の非正規職とされています。これらを反映し、返還がおくれている理由は学生支援機構の調査によっても低所得が45%、無職、失業が24%と

なっていて、経済的困窮が圧倒的となっています。返済する明るい見通しや条件を持つ者しか借りられないというのでは、金融事業そのものであり、奨学金のあるべき目的ではありません。滞納者への制裁が続くと、学生支援機構からの奨学金の借りをちゅうちょする若者が増大することは必至であり、教育を受ける権利が失われるようなことであってはならないことは当然であります。

以上のような経済的背景とも相まって、今、市の奨学金貸与への志願者は年々増加傾向にあることは教育委員会でも認識されておられるとおりであります。私は、市の奨学金貸与制度の目的に沿うべき貸与枠拡充のためにも一般会計から繰り入れることも考慮すべきことを強く求めるものですが、これらについての認識と対応策について答弁を求めます。

次に、アナログ放送終了に伴う地上デジタル化放送に伴う対応化について質問いたします。この件につきましては、昨日同僚議員も質問されており、重複の部分が多い内容になりますことをあらかじめご承知願うものです。

平成23年7月24日までにアナログテレビ放送は終了し、デジタルテレビ放送に移行することが既に決まっています。問題は、それまでにデジタル対応のテレビを購入するか、対応チューナーを用意しなければ、テレビを視聴できないことです。アナログ放送を打ち切った時点でデジタル放送の電波が届かない世帯が山間部を含め1%は出るのではないかという総務省の試算もあるようです。かつそれまでに準備できない低所得者を含めると膨大な数になることが予想されてもおります。この問題は、国の施策にかかわる問題でありますので、地方自治体としての主たる責任は問われなくても、今ではテレビが生活の一部になっております。国の施策によって重い負担を見直されたり、ましてテレビが見られないいわゆるテレビ難

民が発生するといった危惧にあるとき、市自治体として何らかの対策を講ずることが求められていると思うのであります。このような観点から、以下問うものです。

第1に、地上デジタル放送の難視聴地域の解消に共聴施設も含めた対応方について。

第2に、高齢者や障害者への援助について。

第3に、市民への周知、広報、不要テレビの回収及び悪徳商法への対応について。

以上、2項目について質問しましたが、市長を初め理事者の誠意あるご答弁を求めて壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の教育振興につきましては、教育委員会より答弁をいたします。

2点目のご質問にお答えをいたします。昨日の中村正志議員も同様のご質問をされておりますが、改めて工藤孝夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。答弁が昨日と重複いたしますことをあらかじめお許しいただきたいと存じます。

ご質問の1点目、地上デジタル放送の難視聴地域解消についての取り組みについてであります。むつ市の地上デジタル放送は、11月28日に地上デジタル放送用の試験電波がむつ中継局から発信されております。正式な開局は12月18日になります。NHKでは、既にこれまでNHKが設置してきた共聴施設のある地域の皆様に地デジ放送の状況やその改修方法等についてご説明をしたと伺っております。これらの地域は、難視聴地域であることから、既に改修された地域や改修計画が進んでいる地域であります。中継局の開局に伴い、地デジ放送が本格稼働となったわけですが、市担当で簡単な調査をし、受信状況を確認し

たうえで、受信状況の悪いところに関してはNHKに相談し、改めて受信点調査を行ったり改修のための検討をする考えであります。

次に、ご質問の2点目、高齢者や障害者への援助についてであります。現在国から示されている援助の内容によりますと、平成21年度、平成22年度で生活保護世帯に対する地デジチューナーの給付のための予算要求を行っていくということがあります。高齢者や障害者、あるいは低所得者への援助につきましては、国としての対応策が明確に示されておりません。現在日本では、地デジチューナーの値段が安くて1万5,000円から2万円くらいであります。なお、新聞報道によりますと、総務省では260万世帯へ600億円程度で視聴に必要なチューナーなどを無償で配布する方向で検討しているようです。地デジ化への援助のため、アメリカ、イギリスでは1,000億円以上を予算化し、対応しております。このような先進諸外国の事例もあることありますので、国の今後の対応を見守りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市民への周知や広報、また悪徳商法や不要になったテレビの回収等の対応についてであります。高齢者や障害者への対応につきましては、最も心配されるところであります。総務省の地上デジタル放送推進総合対策によりますと、国では高齢者や障害者等への働きかけやサポートについては、地デジへの対応のためきめ細かな受信説明会を行ったり戸別訪問を行い、さらには販売店や工事業者の紹介等も行う等のサポートをしていくということがあります。市といたしましては、国が広報している活動に加え、市民の皆様へ周知徹底を図るため、広報紙やホームページを活用した地デジ化への広報活動を行ってまいります。

また、この機会に便乗し、詐欺や悪徳商法が発生するおそれがあります。そういう危険な状況に

つきましても、国の広報活動のみならず、市においても広報紙やホームページ等での周知活動を行ってまいりたいと思っております。

また、不要になったテレビの取り扱いについてであります。廃棄されるアナログテレビは家電リサイクル法等により適切に処理されるべきものであります。処理費は、16型以上1台で2,835円かかります。法律違反をしないよう、広報紙等により周知してまいりたいと思っております。

なお、不法投棄をいたしますと、廃棄物処理法により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられておりますこともあわせて広報してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、県内に設置される総務省の受診者支援センターやNHK等と相談しながら、地デジ化への対応を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、奨学金制度の拡充についてであります。むつ市奨学金は本定例会に条例改正案提案分を含め給付金の1億8,648万2,004円と一般会計の2億4,401万9,175円を合わせた4億3,050万1,179円を育英基金として運用しているところであります。

今年度の貸与状況は、高校生が27名で486万円、大学生が112名で4,032万円、専門学校生が26名で936万円、合計5,454万円、そのうち新規貸与者は高校生が9名、大学生が28名、専門学校生が12名となっており、これに対して今年度、平成20年度に返還していただく額は、高校生が88名で1,092万8,000円、大学生が228名で4,840万円、専門学校生が40名で793万8,000円の合計6,726万6,000円で、そのうち滞納分が1,850万4,000円であります。ここ数年大学等への進学率の伸びがある一方、社

会経済状況の悪化に伴って、貸与希望者はふえる傾向にあります。変化については非正規労働者の増加や就職難及び社会規範意識の希薄化によると思われる滞納者も同時に増加しております。毎年ご厚志による寄附金はあるものの、この制度の存続が困難となる可能性を秘めていることも否めず、憂慮すべき状況となっております。

返還する場合の一例を申し上げますと、大学生の場合であります。4年間の貸与額は144万円です。1年間の据え置き期間の後、年額18万円を8年間で返還するというようになっております。

議員ご懸念の独立行政法人日本学生支援機構においても、これは旧日本育英会であります。滞納額の増加とその対応が大きな社会問題となっているところであります。本制度の目的は、学業優秀で経済的困窮な家庭に進学資金を貸与することとしており、将来のむつ市を担う人材育成には極めて有益な制度であります。教育委員会といたしましては、できる限り現状を維持し、将来にわたっての存続を目指していかなければならないと考えているところであります。

貸与金額の増額と貸与者の増加及び一般財源からの投入等についても、今後の返還状況の推移を見守りながら検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 地上デジタル化に伴う対応についてでありますけれども、市としても特に低所得者やあるいは障害者等への何らかの支援策を検討するというので、そういう姿勢を持って、いわゆるテレビが市民の日常生活から消えるということのないように、ぜひ市としてもそれなりの対応策を検討していただきたいと思います。この点については強く要請しておきたいと思っております。

それから、先ほどご答弁をいただきましたけれども、もう一度確認の意味でお伺いしたいのです。この滞納分の主な理由になっているものは何なのかお聞かせ願いたいと思います。

それからまた、今年度どのくらい申し込みが見込まれているものなのか。掌握しておられましたら、それもあわせてご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

滞納の理由でございますけれども、ほとんどが経済的理由というふうなことで、まず昨今の経済情勢で非常に仕事がしづらいというふうな形で非正規労働者が多くなっている現状を踏まえまして、非常に収入が不安定だという要素がございます。当市の場合滞納分、いわゆるそういう経済的に困窮している方から申し出があれば、一時的にその部分の期間の猶予を認めております。したがって、実際の滞納分というふうなことで数字にあらわれている数値は、何らかの事情の説明がないままに滞納している方が多いというふうなことでございます。いわゆる規範意識の低下と申しますが、実際払えるのだけれども、払わない人も中にはいるというふうな状況でございます。

それから、平成20年度分の貸し付けの状況は先ほど教育長から説明がありましたけれども、来年度分の申し込みについては、今後受ける予定ではございますけれども、ほぼ同様の、今年度と同様規模のいわゆる貸し付けにしたいというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 滞納分の主な理由というのは、やはり経済的な理由に起因する的多いというご答弁がありました。やはり悪質な滞納者というのは、そういないと私は思うのです。やっぱり今社会問題になっている解雇、リストラ、総じて就職

難、こういうものが背景としてあるということは事実だと思います。ですから、一生懸命皆さんが回収に努めているということは私も知っております。しかし、やはり今言ったような経済的な状況にある中では、なかなかこれは進まないというのもまた事実ではないかというふうに思うわけです。ですから、こういう状況にあれば、ますます市への奨学金の要望、こういうものがどんどん逆にふえていくのではないかなというふうに私は思っております。そういうことで、回収率の向上を待ってというわけにはなかなかいかないだろうと。やはり希望者のご希望をかなえてあげるとすれば、それなりの原資といいますか、そういうものが確保されなければならないのではないかなというふうに私は思うのでありますけれども、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この奨学金制度、やはり経済的事情によって青雲の志、勉学をしたいというふうな気持ち、それがついてはいけなと。やはりそういうふうな形の中でこの奨学金制度が発足をし、基金として今運用しているわけでございます。その部分において、先ほど教育長も答弁申し上げました中に今後の推移を見守りながら一般会計からのというふうなお話も答弁をいたしたところであります。そういうふうなところの形の中で、将来的にはやはりそういうふうな措置をする時代に突入するかもしれない。しかしながら、一方では先ほど担当部長のほうからお話ありましたように、滞納している方々、この方々の、それは経済的な事情、そういうふうなものもありますし、また規範意識の低下というふうな部分も答弁がありました。そういうところの2点目の部分、こういうふうなところを把握して、その部分についてはしっかりと督促なり、そしてまた奨励をして納めていただくというふうな、そういう形もしっか

りと整えている中でこの基金の運用状況を見守っていかねばいけないと。将来的には、一般財源からの投入も含めて推移を見守っていくというふうな形になろうかと思えます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 将来的にはそういうこともあり得るというご答弁でした。それでよろしいですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 検討をしてみたいというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） ご承知のように、私は義務教育しか出ておりません。同僚議員の中では私一人だと思っておりますけれども、市長は学歴だとか、あるいは思想信条に重きを置いて人格を形成されるほうでしょうか、この際お聞きしておきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 教育論、また人生論というふうな部分でのお尋ねでございますけれども、決して私はそういうふうな思いで人とのおつき合い、また社会を見るというふうなことは私自身決してそうではないと、このように思いますし、またそういうふうなところがあれば、先輩方のおしかりも当然ありますし、また議会の中でのおしかりもあるものと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 安心いたしました。

先ほど述べましたように、私自身の経験からしても、自治体の奨学基金制度がどれほど必要かつ切実なものかということを実は実感として持っているわけですから、特に言わせてもらったわけがあります。

それで、先ほど市長は検討も含めてというふうなご発言でありましたので、私はそこに一つの希

望を見出しながら、ぜひ市長にはそういう点で、むつ市から今後すぐれた人材を輩出するという、そういう意義を持った制度でありますので、ぜひその点では教育に対してもそういう識見を持ちながら行政に当たっていただきたいというふうに強く希望するものでありますけれども、市長の識見を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、こちらに来て子供たちと多くの場面接してきました。30年間というふうな形で現場の教育の一部を担ってきたというふうな自負もあります。また、その中でさまざま学んだこともございました。このむつ下北に住んでいる子供たち、非常に有能な人材が本当にいっぱいいると、またすべての子供たちがそういうふうな能力を持ち合わせていると。その能力を伸ばすために行政として何をなすべきか、また教育委員会と手を携えて、地域の子供たちのためにこれからも懸命に頑張っていかなければいけない、こういうふうな思いでございます。それは、一言言わせていただきますと、「こどもは地域のたからもの」というふうな一つの大きな政策の一本に抱えているということでご理解をいただけるものと、このように思いますので、工藤議員におきまして、よろしくこれからもご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

日程第2 議案質疑、委員会付託

議案第124号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第124号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月17日及び18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明12月17日及び18日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月19日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時57分 散会